港湾法施行規則の一部を改正する省令について

平成 2 0 年 4 月 港 湾 局

1. 背景

平成20年2月5日に閣議決定された「港湾法の一部を改正する法律案」(以下「改正法」という。)は、現在第169回国会に提出されているところであるが、改正法では、国による港湾広域防災施設の管理等及び国が設置及び管理する電子情報処理組織に関する規定を整備するほか、入港料率の設定等に係る国への事前協議制度の見直し等の措置を講ずることとしており、改正法の施行に際して、具体的手続等を定める必要がある。

また、近年地域の基幹産業である製造業の発展に不可欠なバルク貨物(石炭、鉱石等)について、民間事業者による効率的な埠頭運営による物流コスト縮減の要請が高まっていることから、バルク貨物を取り扱う埠頭を運営する事業を港湾法第54条の3に基づく特定埠頭の認定要件として新たに定める必要がある。

以上のことから、港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号。以下「規則」 という。)に関して所要の改正を行う予定である。

2. 概要

- (1) 改正法の施行に伴う一部改正
 - ① 入港料率の設定等に係る事前協議制度の見直し
 - イ 改正後の港湾法(以下「法」という。)第44条の2第2項の規定に基づき、 港湾管理者が料率の上限について国土交通大臣の同意を得ようとする場合は、 料率の上限等を記載した協議書を提出するものとする等協議手続に関し所要の 事項を定めるとともに、当該協議に係る国土交通大臣の同意基準を適正な原価 を超えないものであること及び港湾の利用を著しく困難にするおそれがないも のであることとする。
 - 口 改正後の法第44条の2第3項の規定に基づき、港湾管理者が料率の届出を 行う場合は、料率及び実施予定日等を記載した料率設定(変更)届出書を提出 するものとする。
 - ハ 改正法の施行前になされた入港料率の設定等に係る協議の申出に関し経過措 置を定める。

② 国による埠頭出入管理システムの設置及び管理

- イ 改正後の法第50条の2第1項第3号の規定に基づき、重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りの確実かつ円滑な管理のための電子情報処理組織による照合に用いる個人識別情報を、写真、指紋、指静脈等のいずれかとする。
- ロ 照合の具体的方法を、国土交通大臣が指定した電子計算機 (中央サーバー) に入力した個人識別情報と、リーダーに入力した個人識別情報とを照合する方法とする。
- ハ 改正後の法第50条の2第2項に基づき、電子情報処理組織を使用する重要 国際埠頭施設の管理者又は当該電子情報処理組織による個人識別情報の照合を 受ける者が負担する使用料の算定方法及び額を定める。
- ニ その他所要の事項を定める。

③ 国による港湾広域防災施設の管理等

- イ 改正後の法第55条の3の2第1項の広域災害応急対策を、非常災害時における緊急輸送の確保、施設及び設備の応急復旧等災害の拡大を防止するために行うものとする。
- 口 改正後の法第55条の3の2第1項の港湾広域防災施設を、港湾環境整備施設(非常災害が発生した場合において、緊急輸送の確保その他の広域的な災害 応急対策の拠点としての機能を発揮するものに限る。)及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用される港湾施設とする。
- ハ 改正後の法第55条の3の2第5項に基づき国土交通大臣が港湾広域防災施設の管理を開始したときに告示すべき事項を、港湾の名称及び当該施設の種類等とする。
- (2) 特定埠頭の運営事業の認定要件を追加するための一部改正 (規則第17条の4 関係)

港湾法第54条の3第1項の規定に基づく港湾管理者の認定を受けることができる事業について、バルク貨物の輸送の効率化により地域産業の国際競争力の強化を図るべき重要港湾における特定埠頭であって主としてバルク貨物を取り扱うものを運営する事業を追加することとし、その認定要件として、現行の特定埠頭の運営事業の認定要件に加えて、次の事項を定める。

- ① 港湾管理者が、輸送、保管その他の物資の流通に係る業務を行うための土地の確保、高速自動車国道等との連絡の確保に関する状況等を勘案して指定する区域にあるバルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設(水深が14メートル以上のものに限る。)及びこれに附帯する荷さばき地等からなる特定埠頭を、自ら整備した高性能な荷さばき施設と一体的に運営する事業であること。
- ② 特定の利用者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布:改正法の公布の日施 行:改正法の公布の日